

ご存じですか? 重度障がい者医療制度

健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)

新しい重度障がい者医療証を郵送します

現在の重度障がい者医療証の有効期限は、9月30日までです。
10月1日から使用できる新しい医療証は、9月中に自宅または指定の送付先へ、緑色の封筒で郵送します。
所得超過などにより交付できない場合は、通知書を送付します。

健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)

健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)

3歳から65歳未満までの人および65歳以上で障がい認定により後期高齢者医療制度に加入している人で、一定の障がいをお持ちの人は、重度障がい者医療証の申請をすることができます。

※既に医療証をお持ちの人は、手続きの必要はありません。

対象者
次のいずれかに該当する人は、重度障がい者医療証の申請ができます。

- ① 身体障害者手帳が1級または2級の人
- ② 精神障害者保健福祉手帳が1級の人
- ③ 療育手帳がAの人(知能指数35以下の人)
- ④ 身体障害者手帳3級と療育手帳B1を両方お持ちの人

※本人および扶養義務者等の所得制限により、認定できない場合があります。

助成内容
重度障がい者医療証を使用した場合、医療費(保険適用外は除く)の自己負担限度額が下表のようになります。

■ 重度障がい者医療自己負担限度額

年齢	3歳～小学6年生	中学1年生～65歳未満	65歳以上 (後期高齢者医療制度加入者のみ)
外来	500円/月	500円/月	無料
入院	500円/日 (月7日限度)	500円/日 (月20日限度)	500円/日 (月20日限度)

※保険薬局での自己負担はありません。
※自己負担限度額は、医療機関ごとです。
※「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、入院の自己負担限度額が異なる場合があります。

65歳以上で障がいをお持ちの人へ

健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人は、申請をして福岡県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた場合、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入した場合、医療機関における自己負担割合が原則1割になります。(所得などによっては3割負担となる場合もあります。次のいずれかに該当する人は申請ができます。詳しくは問い合わせください。

- ① 障害基礎年金の1級または2級に該当する人
- ② 労働者災害補償保険法などによる障害(補償)年金などが1級から4級に該当する人
- ③ 身体障害者手帳の1級から3級および4級の一部の障がいに該当する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級に該当する人
- ⑤ 療育手帳のAに該当する人

※後期高齢者医療制度に加入すると、それまで加入していた健康保険の被保険者でなくなり、後期高齢者医療保険料の納付が必要となります。

放課後児童クラブ入所申し込みを受け付けます

子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

放課後児童クラブは、昼間に保護者(同居家族)が就労などで家にいない小学生を対象に、遊びを中心とした生活の中で児童の健全育成を図ることを目的としています。令和3年度の通常入所および長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)のみ入所申し込みを受け付けます。

対象学年
小学1年生～6年生

開所時間など
▽月曜～金曜 放課後(午後6時30分)
▽土曜・長期休業(春休み、夏休み、冬休み)
 午前8時～午後6時30分
※日曜、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は閉所。

利用料(月額)
通常入所 5千円
長期休業期間のみ入所 年間3万円

※利用料は、変更になることもあります。

申込期間
10月1日(木)～11月30日(月)(土、日、祝日を除く)

※受付時間は午後2時～4時

申込場所
各放課後児童クラブ

持参するもの
印鑑、家庭で保育できないことを証明する書類(下表参照)

※申込書・証明書用紙は各放課後児童クラブで配布

※申し込み多数の場合は選考になります。(低学年を優先します)

決定通知
令和3年1月中旬頃、決定通知を郵送します。

利用料免除のお知らせ
生活保護を受給している世帯、市県民税非課税の世帯、就学援助の認定を受けている世帯の人は利用料の減額対象(半額)となります。免除申請の受け付けは、令和3年7月を予定しています。

■ 放課後児童クラブ一覧 令和2(2020)年9月15日現在

放課後児童クラブ名	設置場所	対象校区	問い合わせ先
大江放課後児童クラブ	大江小	大江	62-2082
瀬高放課後児童クラブ	瀬高小	瀬高	63-2062
南放課後児童クラブ	南小	南	63-8777
桜舞館放課後児童クラブ	桜舞館小	桜舞館	67-1688
清水放課後児童クラブ	清水小	清水	63-8987
水上放課後児童クラブ	水上小	水上	63-8763
岩田放課後児童クラブ	岩田小	岩田	090-8835-4350
江浦放課後児童クラブ	江浦小	江浦・開	090-1877-5919
二川放課後児童クラブ	二川小	二川	22-4778

■ 必要書類 (家庭で保育できないことを証明する書類)

対象	必要な証明書
給与所得の人 (パート、内職、事業専従者含む)	勤務・内職証明書
自営業の人 (農漁業含む)	農業・自営業申立書
その他の人 (家族の介護など)	申立書

※アレルギーがある場合は、医師の診断書が必要となる場合があります。

※詳しくは各放課後児童クラブ または みやま市放課後児童クラブ事務局 (Tel. 67-0007) に問い合わせください

台風へ備え、工作物などの適正な管理をお願いします

総務課 防災対策室 (Tel64-1502)

毎年、夏から秋にかけて、台風が発生しています。台風は、勢力が強いまま上陸するとすさまじい雨風に襲われ、思わぬ被害が起る可能性があります。

「建物の一部が飛ばされ、隣家の窓ガラスやカーポート、自動車などを破損させてしまった」という事例が多く見られます。ほかにも、田畑の農業用資材が飛来して、被害が発生した事例もあります。

壊れているところは修理し、飛ばされそうな物は固定しておくなど、適正な管理をお願いします。

【注意】
所有している自宅や空き家の屋根、外壁などが剥がれかけていたり壊れたりしているのがわかっていたにもかかわらず、修繕や安全対策をせずに放置し、隣家などに被害を与えた場合は、台風などの自然災害でも、被害者から損害賠償請求される可能性があります。